

☆ SUBARU TIMES ☆ 11月号

今年の年末調整は定額減税にご注意を！

早いものでもう 11 月、いよいよ年末調整の時期となりました。皆様のお手許にも保険料の控除証明書等が届いているかと思いますが、今年の年末調整では定額減税があり、従来とは少しだけ手順が異なります。そこで今回は令和 6 年の年末調整について見ていきたいと思います。

年調減税事務

年末調整時点における定額減税額のことを「年調減税額」、その計算・精算を行う事務を「年調減税事務」といい、今年はこの年調減税事務の作業が 1 つ増えることとなります。

対象者は原則年末調整の対象となる人です（ただし年末調整対象者のうち給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が 1,805 万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行います）。

< 対象者 >

職 員 種 別	月次減税	年調減税
R6 年 6 月 1 日以前入社で年調の対象者	対象	対象
R6 年 6 月 1 日以前入社で年調非対象者	対象 or 非対象	非対象
R6 年 6 月 2 日以降入社で年調の対象者	非対象	対象
R6 年 6 月 2 日以降入社で年調非対象者	対象 or 非対象	非対象



< 提出書類 >

- 令和 6 年分扶養控除等（異動）申告書
- 令和 7 年分扶養控除等（異動）申告書
- 令和 6 年分基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税の為の申告書兼所得金額調整控除申告書
- 令和 6 年分保険料控除申告書

< 作業内容 >

- 上記 a. でその人の合計所得金額が 1,805 万円以下であることの確認。
- 上記 b 及び c. で年調減税額の金額に含める同一生計配偶者や扶養親族の人数を確認。

ここでは 6 月 1 日以降に結婚・出産・離婚・就職等により、当初月次で控除した対象人数と異なる場合がありますのでしっかりと確認してください。

- 年調減税額の計算... 年調減税額 = 上記 2 の人数 × 30,000 円

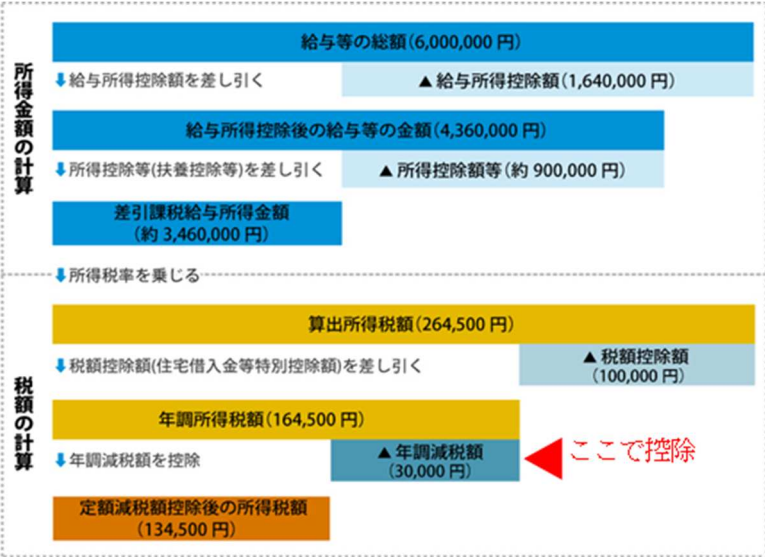
今年の年末調整の流れ

今年の年末調整は右下図のような流れとなります。

例年と大きな違いは無いのですが、前述の「年調減税額」の控除が住宅ローン控除の後に入ります。年調ソフト等をご利用の場合には特に問題ないのですが、手計算での年調の場合には正確な年調減税額と控除不足額（定額減税を使い切れなかった額）を計算するために控除する順番にご注意下さい。

そのような場合は国税庁のHP上にある「年末調整計算シート」のご利用をお勧めします。

なお、年調減税額の控除不足額についてはお住まいの市町村からの給付となりますので特に慎重な計算が必要ですのでご注意ください。



その他の変更点や注意点

- 1. 「給与所得者の扶養控除申告書の簡略化」
今回の「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」より、前年の同申告書と記載事項に異動が無い場合は、勤務先の指示のもと余白等に異動が無い旨を記載した申告書の提出をすればよいこととなりました。
- 2. 「保険料控除申告書の変更」
保険料控除の申告書については、保険金の受取人の続柄の記載が不要となっています。
- 3. 「年調税額の源泉徴収票への記載」
今回の年末調整で年調減税を行った場合、源泉徴収票の摘要欄に年調減税額定額で控除できた税額と年末調整でも控除できなかった税額を記載しなければなりません。記載例は右図の通りです。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

△△市△△町1-2-3	11	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
ヤマカワ タロウ											
山川 太郎											
給与	7	770	000	5	893	000	2	881	300	44	500
社会保険料等の金額	1221	300	120	000	50	000	40	000			
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円											

控除できた金額 控除できなかった金額

今年の年末調整は、年末調整時点での扶養親族等の確認が重要なポイントになるかと思います。

例年よりも早い時期に書類の回収を完了させ余裕をもって年末調整事務にあたりたいものです。

また給与計算ソフトを利用することで、比較的楽に年末調整を行う事が出来ます。弊所ではTKC給与計算ソフトの導入サポートも行っております。詳しくは担当者までご相談ください。